

令和8年度森林プランナー育成対策  
実践体制評価実施要領

第1 目的

提案型集約化施業（以下「提案型施業」という。）に取り組む森林組合等の事業体（以下「森林組合等」という。）の組織内で、提案型施業を実施するための基本的な体制が構築されているかを、公正・中立な外部機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、森林組合等が自ら抱える課題を具体的に把握し、それを改善することにより提案型施業の実施体制の強化を図ることを目的として、実践体制評価（以下「体制評価」という。）を行う。

第2 体制評価の対象

提案型集約化施業に取り組んでいる森林組合等を対象とする。

第3 体制評価の実施主体

実践体制評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査機関とする。委員会の事務局は、令和8年度森林プランナー育成対策の実施主体が担うものとする。

第4 体制評価の実施に関する事項

1 体制評価の申請手続き等

- (1) 体制評価を受けようとする森林組合等（以下「申請者」という。）は、別紙様式1「実践体制評価審査申請書」、別紙様式2「事業体の取組実績」、提案型集約化箇所の図面（別紙様式2に記載した集約化箇所2ヶ所分の図面）、施業提案書（集約化箇所に対応するもの。各1名分）、完了報告書（施業提案書に対応するもの）、別紙様式3「集約化業務従事者リスト」、及び別紙様式4「実践体制評価審査基準兼採点シート」を提出する。
- (2) 事務局は、(1)の書類が全て揃い、「実践体制評価審査基準兼採点シート」の自己採点の全ての評価基準の素点が3点以上であること、申請のあった提案型施業の実績が2団地以上あること、かつ、別紙様式2において確認できる提案型集約化施業の実績(直近3か年)の平均が20ha以上であること、並びに、申請団体に認定森林施業プランナーが3人以上在籍していること等を確認し、委員会へ報告する。
- (3) 委員会は現地審査チームを編成し、2で定める現地審査を行う。
- (4) 委員会は、現地審査チームによる現地審査内容の報告を受け、総合審査を行い認定の可否を決定する。
- (5) 総合審査終了後、審査結果は事務局を通じてすみやかに申請者へ書面をもって報告する。

(6) 認定に至らない森林組合等は、希望に応じて、後日、現地指導等を受けることが出来る。

## 2 体制評価の手法

### (1) 達成目標と評価基準及び採点基準

評価にあたっては、6つの達成目標を設定し、その達成目標ごとに評価基準を設定するとともに、採点基準を設けて評価する。

### (2) 評価の採点方法

- ① 現地審査チームの全審査員が合議の上、それぞれの評価基準について、0～5点の素点を仮決めする。その後、委員会において総合審査により素点を決定する。
- ② それぞれの評価基準の素点を平均し、達成目標ごとの評点とする（端数は四捨五入）。
- ③ 全ての達成目標の評点が4点以上であれば、認定とする。ただし、この場合、全ての評価基準の素点が3点以上であることを要件とする（一つでも3点未満の評価基準があれば、認定しない）。

## 3 認定の有効期間

体制評価の認定の有効期間は、初回の認定にあつては認定を受けた年度を含めて3カ年度とし、更新後の認定にあつては更新の認定を受けた年度の翌年度から3カ年度とする。更新の際は、別紙様式5「実践体制評価更新申請書」に必要書類を添えて申請することとする。

## 4 体制評価等に係る費用

森林プランナー育成対策事業の事業実施期間内においては、体制評価を受ける森林組合等から体制評価及び1の(6)の現地指導に係る費用の2分の1相当額を徴収する。

## 5 認定の取り消し

前項3の実践体制評価更新申請の内容を審査し、認定団体として相応しくないと判断した場合、委員会は認定を取り消すことが出来る。

## 第5 認定された森林組合等の公表

体制評価により認定された森林組合等は、ホームページ等で公表する。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は委員会で定めることとする。

## 第7 附則

本要領は、令和8年度に実施する体制評価から適用することとする。